

公布された条例のあらまし

○佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第二号）

1 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の設立に伴い、知事部局の職員の定数について所要の改正を行うこととした。（第一条関係）

2 警察職員のうち警察官の定数を一、六六九人に増員し、警察官の階級別定員を改正することとした。（第二条及び別表関係）

3 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。ただし、1については、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行することとした。

○佐賀県職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三号）

1 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第一条関係）

(1) 配偶者が地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律により育児休業をしている職員についても、育児休業、育児短時間勤務又は部分休業をすることができることとした。

(2) 再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間は、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとすることとした。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第二条関係）

(1) 月に六〇時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができる制度を新設することとした。

(2) 配偶者が常態として子を養育することができる職員についても、早出遅出勤務をすることができることとした。

(3) 中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合の特別休暇の期

間について、子が二人以上の場合は一〇日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間とすることとした。

- (4) 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（以下「対象家族」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護を行う場合に、一の年において五日（対象家族が二人以上の場合にあつては、一〇日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間の特別休暇を与えることができることとした。
- 3 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、2の(1)については、平成二二年四月一日から施行することとした。
- 4 佐賀県職員給与条例ほか二条例について、所要の改正を行うこととした。

○佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第四号）

- 1 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正（第一条関係）
 - (1) 特定非営利活動促進法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、浄化槽法及び地方自治法に基づく事務の一部を市町が処理することとした。
 - (2) 自然公園法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。
- 2 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正（第二条関係）

県費負担教職員に係る扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給に関する事務のうち、教育委員会規則で定めるものを市町が処理することとした。
- 3 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。ただし、1の(1)のうち特定非営利活動促進法に係る部分については同年六月一日から、1の(2)については自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第五号）

- 1 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請等に対する審査に係る手数料の額を定めることとした。（別表第一関係）
- 2 職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実施に係る手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第六号）

- 1 県立高等学校の授業料は、徴収しないこととした。ただし、授業料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると教育委員会が認めるときは、授業料を徴収できることとした。（第一条の二関係）
- 2 授業料及び聴講料の納付について、教育委員会が別に指定した場合は、その指定した日までを納付期限とすることができることとした。（第一条の二関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、2については、平成二二年四月一日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例等の一部を改正する条例（条例第七号）

- 1 公立学校に副校長を置くことに伴い、佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例のほか四条例について所要の改正を行うこととし

た。

2 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第八号）

1 県立学校職員の定数を三、二一人に増員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を五、四八三人に減員することとした。（第三条関係）

2 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第九号）

1 保護者の責務を規定することとした。（第四条の二関係）

2 青少年の定義について、「六歳以上一八歳未満」を「一八歳未満」に改めることとした。（第八条関係）

3 刃物類の定義について、学校その他の教育施設における学習に必要なもの及び日常生活において使用するものを除くこととした。（第八条関係）

4 有害図書等とする基準について、過激な性描写等を掲載するページが一回ページ以上又は総ページの一〇分の一以上を占めるものに改めることとした。（第一二条関係）

5 知事は、刃物類の形状、構造又は機能が人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の非行を誘発し、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認めるものを有害刃物類として指定することができることとした。（第一四条関係）

6 保護者は、フィルタリングソフトの活用その他適切な方法により、青少年がインターネット上で有害情報を閲覧すること等がないよう努めなければならないこととした。（第一八条の四関係）

7 保護者、学校関係者等は、インターネットの利用に関し、青少年への教育及び啓発に努めなければならないこととした。（第一八条の四関係）

8 その他所要の改正を行うこととした。

9 この条例は、平成二二年七月一日から施行することとした。

○佐賀県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第一〇号）

1 自然公園法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第一一号）

1 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の設立に伴い、佐賀県情報公開条例ほか六条例について所要の改正を行うとともに、佐賀県立病院好生館使用料手数料条例及び佐賀県立病院好生館の設置等に関する条例を廃止することとした。

2 この条例は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の重要な財産を定める条例（条例第一二号）

1 地方独立行政法人法第四四条第一項の規定により、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館が譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産を定めることとした。

2 この条例は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行することとした。

○地方独立行政法人佐賀県立病院好生館に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例（条例第一三号）

1 地方独立行政法人法第五九条第二項の規定により、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館に職員を引き継ぐこととなる県の内部組織は、佐賀県立病院好生館とすることとした。

2 この条例は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行することとした。

○佐賀県工業等振興条例の一部を改正する条例（条例第一四号）

1 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区における県税の特別措置を廃止することとした。（第一条、第二条及び第五条（第一〇条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めること等とした。

○佐賀県木材業者及び製材業者登録条例の一部を改正する条例（条例第一五号）

1 登録の拒否の事由に登録申請者が暴力団員等であること等を加えることとした。（第六条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第一六号）

1 吉野ヶ里歴史公園に係る六五歳以上の者の入園料を定めることとした。（別表第三関係）

2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

○佐賀県営土地改良事業分担金等条例及び国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例（条例第一七号）

1 土地改良法及び土地改良法施行令が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。